くんねっぷ

議会だより

今後の上下水道料金の見通しは

一般質問 …… ⑥ページ

197号

― 認定こども園「わくわく園」入園式 ―
希望に胸ふくらませ、笑顔いっぱいで
入場する新３歳児たち

もくじ

3月定例会で審議した議案 …… ②ページ
平成30年度予算概要 …… ④ページ
平成30年度所管事務調査事項 …… ⑰ページ
平成29年度所管事務調査結果報告 …… ⑱ページ
議会の主なうごき／あとがき …… ⑳ページ

平成30年 3月 定例会 3月7日～19日まで

一般会計1億6,591万円を補正

平成29年度各会計補正予算については、 原案のとおり可決されました。

一般会計

歳入歳出予算に1億6,591万4千円を追加し、総額を53億4,519万3千円としました。

〔参考〕今定例会は、補正予算の大部分が事業実績に基づく整理予算のため、主なものを掲載します。

■主な歳出内容

○各種基金積立金　2億4,567万円を追加
○町有林整備事業（補助）1,569万8千円を減額
○国民健康保険特別会計繰出金　4,863万7千円を減額
○自立支援サービス事業　1,319万5千円を減額
○後期高齢者医療費療養給付費負担金　1,154万7千円を減額
○児童手当支給事業　668万円を減額
○畑作構造転換事業　5,000万円を追加
○道営訓子府北西地区農地整備事業　1,066万5千円を追加
○道営訓子府高園地区農地整備事業　849万7千円を追加
○道営訓子府川南地区農地整備事業　2,736万4千円を追加
○車両購入事業（除雪グレーダー）　907万円を減額
○幸栄団地整備事業　530万8千円を減額
○北見地区消防組合負担金　593万4千円を減額
○スポーツセンター建設事業　1,713万円を減額
○職員給与費　911万9千円を追加

国保会計

歳入歳出予算から945万5千円を減額し、総額を9億7,895万4千円としました。

■主な歳出内容

○一般被保険者療養給付費　1,765万1千円を追加
○退職被保険者等療養給付費　496万8千円を減額
○出産育児一時金　120万円を減額
○高額医療費拠出金　858万8千円を減額
○保険財政共同安定化事業拠出金　1,096万3千円を減額

後期高齢者医療会計

歳入歳出予算に550万5千円を追加し、総額を8,156万4千円としました。

■主な歳出内容

○後期高齢者医療広域連合納付金　557万8千円を追加

介護保険会計

歳入歳出予算から821万8千円を減額し、総額を5億3,610万2千円としました。

■主な歳出内容

○特定入所者介護サービス費　90万円を減額
○介護予防・生活支援サービス事業費　516万2千円を減額

下水道会計

歳入歳出予算から500万円を減額し、総額を1億8,452万5千円としました。

■主な歳出内容

○道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事　249万4千円を減額
○個別排水処理浄化槽設置工事　193万4千円を減額

水道事業会計

収益的支出から2029万4千円を減額し、総額を4億3,702万円としました。

■主な歳出内容

○原水及び浄水費
（手数料）　111万6千円を減額
（修繕費）　232万2千円を減額
○配水及び給水費
（修繕費）　174万円を減額
○総係費
（給料）　316万6千円を減額
（委託料）　200万4千円を減額
○減価償却費
（有形固定資産減価償却費）　105万1千円を減額
○資産減耗費
（固定資産除却費）　118万9千円を減額

資本的支出から2,174万8千円を減額し、総額を8,680万9千円としました。

■主な歳出内容

○工事請負費
（若富工区配水管移設工事）　1,512万円を減額
（南7線支障物件移設工事）　1,358万4千円を減額
（西1丁目線老朽管更新工事）　123万2千円を追加
（西16号線老朽管更新工事）　572万4千円を追加

条例の制定等

※全件原案可決

◆町職員定数条例の一部を改正する条例の制定

※挙手採決　賛成７名
　反対１名（堤議員）

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定

◆国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

◆訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

◆訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

◆訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定

◆訓子府町中小企業・小規模企業振興条例の制定

◆町道路線の廃止および認定

◆訓子府町議会基本条例の制定

◆訓子府町議会議員政治倫理条例の制定

◆訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

◆訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

人事案件

◆オホーツク町村公平委員会委員の選任

　原案同意

　奥谷公敏さん（湧別町・再任）を選任することに同意しました。

◆人権擁護委員の推薦

　適任と決定

　平成29年11月30日に１名辞任したことにより人権擁護委員に加藤洋子さん（北栄・新任）を適任と決定しました。

報　告

□定期監査結果報告

　報告了承

　監査委員から、平成29年度に実施した定期監査の結果について、「平成29年12月31日現在の全会計における事務事業の執行状況と経営管理等について監査を実施した結果、それぞれの監査項目について法令等に従い適正な執行管理が行われていることを認めます」との報告があり、これを了承しました。

□出納検査結果報告

　報告了承

　監査委員から、１月から３月までの一般会計、特別会計及び水道事業会計について例月出納検査を実施した結果、出納事務は適法に行われ、異状ない旨の報告がありました。

□専決処分の報告

　報告了承

　スポーツセンター等解体工事に係る契約の軽微な変更について報告がありました。

町長からの行政報告（要旨）

◆ホクレンくみあい飼料㈱　粗飼料分析センター撤退について

　粗飼料分析センターの本町撤退に当たって配慮いただきたい事項を盛り込んだ要望書を手渡し回答がありました。今後、酪農家の影響を最小限にとどめるため、きたみらい農業協同組合や酪農関係団体とも連携をしながら必要な取り組みを進めたいとの報告がありました。

◆ＪＲ北海道路線見直しについて

　一昨年11月にＪＲ北海道として維持困難な３路線、３区間をバス転換へ、７路線、９区間は赤字の一部を地域が負担する上下分離方式等により公共交通の存続を地域と協議することが提案されました。本年の早い時期に将来を見据えた幹線交通ネットワークとして存続するスキームを構築するため、オホーツク圏活性化期成会石北本線部会を中心に国、北海道、ＪＲ北海道と連携し取り組むとの報告がありました。

平成30年度予算

総額74億7,000万円(水道会計を除く)を可決

※全会一致で可決しました

各　会　計　予　算

会　計　名	予　算　額
一　般　会　計	57億5,290万円
国　保　会　計	8億8,820万円
後期高齢者医療会計	8,990万円
介護保険会計	5億5,300万円
下水道会計	1億8,600万円
合　計	**74億7,000万円**

水道事業会計予算

収益的収入及び支出	
収　入	1億6,663万円
支　出	1億3,761万円

資本的収入及び支出	
収　入	1億1,379万円
支　出	1億4,433万円

一般会計歳入歳出の内訳

歳　入

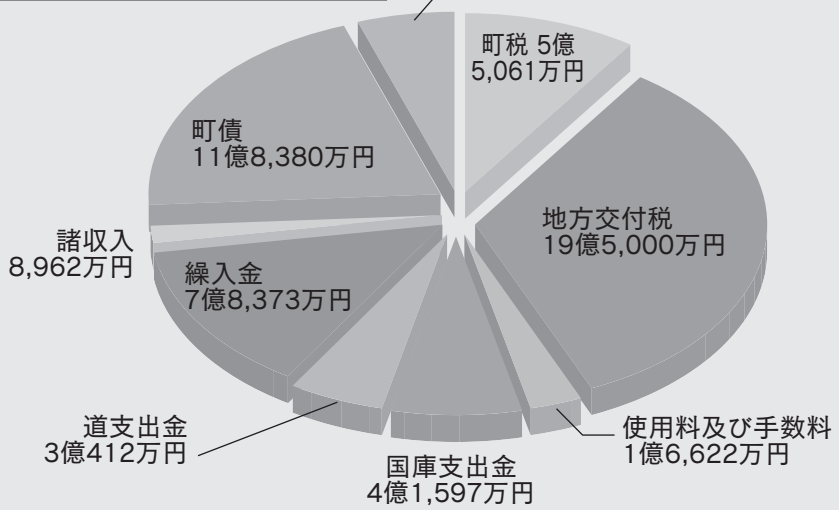

歳　出

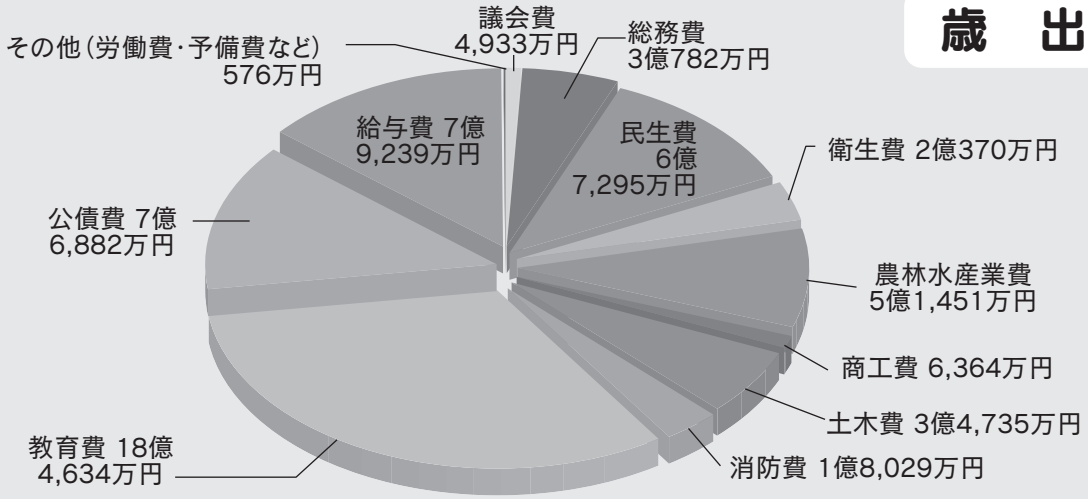

—平成30年度予算審査特別委員会—

まちづくりと財政健全化の両立・行財政の均衡に重点をおいた審査

平成30年度予算審査特別委員会では、係長までを説明員とし、3月13日から5日間にわたり質疑を行い、新年度の町の予算について活発な質疑が展開されました。

質疑終了後、予算審査特別委員会から町へ次の事項について口頭で申し入れを行いました。

◆予算の執行に当たっては、第6次訓子府町総合計画および重点プロジェクトと連動した事業の展開を求めるとともに、事前・事後の町民への周知および財政健全化にも留意することを望む。
◆農業振興においては、事業効果がしっかり得られるよう望む。また、先に向けた取り組みを考慮した予算の執行を望む。
◆スポーツセンター建設においては、施設の有効活用と移行に向けた最大限の努力と工夫を求める。
◆「パブリックアートによるまちづくり」の推進に当たっては、より多くの町民が参加できるような事業展開を求める。さらに、既存のアート作品等の活用をあわせて求める。

予算質疑応答

○高齢者ハイヤーサービス事業について

Q 高齢者ハイヤー利用サービスは4月からどのような内容になりますか。

A 今までは町内どこまで行っても基本料金の550円の負担でしたが、300円になります。

Q 相乗りはどうなりますか。

A 相乗り制度の中身は変わっていません。1回の利用時に何人で乗っても料金は300円、一枚の利用券で利用できます。

Q 利用に際しての注意事項は。

A 利用に当たっては事前に役場に申し込んで登録すると年間120枚の利用券が配布されます。

今まで基本料金での利用の方には割引はありませんが、今度からは近くの移動でもお得に使えます。

○もりの風運営費補助金について

Q 民生費・福祉団体活動費助成「もりの風運営費補助金」ですが、この施設はどのような施設ですか。補助金は200万円ですがその根拠について伺います。

A もりの風は昨年5月に若葉町に開設した障がいのある方々の施設です。入所20名、通所10名の定員ですが現在入所5名、通所6名とのことです。

補助金は現在8名いる職員のうち、1名分の人件費相当です。

現時点では経営は苦しいようですが、数年かけて入所・通所人数を増やす予定です。

Q 施設の安定的な運営のため200万円を3年間助成するとのことだが、今後補助金の増額の考えは。

A 今後の状況を見て増額を含め検討します。

○特産物園芸作物維持事業について

Q メロン以外の作物にも、豆、エシャロット、ニンニク、スイートコーンなど特産作物が栽培されており、これらに対する支援も事業に含め検討してはどうか。

A 特産物のメロンは後世につなげていくべきものとして振興が拡大していることに対して支援しています。今後も増反がなければ具体的に詰めていきます。他の作物は、いろいろな取り組みがあり、成果が出ています。JAと協議しながら前に進めていきたいと考えています。

○新スポーツセンターの活用について

Q 新スポーツセンター活用の考えは。

A 来年4月オープンを目指して建設中ですが、「子どもから高齢者まで」誰もが気軽に健康・体力づくりができる施設となるように努めます。

新たな機能としては「ランニングコース」・「トレーニングルーム」・「ストレッチルーム」・「ボルダリングウォール」などがありますが、専門指導者を招き教室や講習会を開催するなどし、利用拡大と安全確保に努めます。

一般質問

９名の議員が町長、教育長に一般質問を行いました。

今後の上下水道料金の見通しは

町長▼▼長期的な見通しに立って検討

西山議員

西山 本町の安心・安全な水道水は、オロムシ川の湧水と４か所の地下水を水源としている。

町民にとって安心・快適な給水が確保できるのも、健全な水道事業の経営と、適切な水質管理や老朽化した管路の計画的な更新が推進されてこそと考え、本町の水道事業の現状と課題について伺う。

「訓子府町水道ビジョン」策定後の老朽管の更新状況は。

町長 安心・安全な水道水の安定的な供給のため、平成24年12月に「訓子府町水道ビジョン」を策定し、老朽施設の計画的更新について定めました。管路施設の法定耐用年数は、地方公営企業法において40年とされており、いわゆる老朽管は５万７，０６６ｍあり全体の31・65％となっています。

老朽管の更新は平成26年度から平成29年度までに４，７４６ｍの更新を終えており、柏丘南７線の道路改良工事による水道管の移設を含めるとほぼ２倍の８，８５７ｍの更新を行っています。

今後の老朽管の更新は、敷設年度の古いものや漏水の状況、道路工事など他の事業を考慮し、財源的に有利な事業の選択と財政状況を見据えて、計画的な老朽管の更新を行っていきます。

西山 今後の上下水道料金改定の見通しは。

町長 水道料金の改正については、今後策定する新水道ビジョンや経営戦略により、長期的な見通しに立って検討していきます。

水道事業会計は、平成21年に従量料金を平均３・８％に値上げ以降、安定した経営で推移しており今すぐには料金の改正を行う段階にはないと考えています。

西山 低所得の方に対する本町独自の減免措置の考えは。

町長 水道経営審議会や水道ビジョンの策定に向けて全道的な状況も把握しながら検討が必要になると思うが、現時点では現状のまま考えています。

特別支援教育の現状と成果は

教育長▼▼子どもの能力や可能性を伸ばす

西山 教育行政執行方針の中から、学校教育の中の「支援の継続」として、特別支援教育の現状と成果は。

教育長 特別支援教育の現状では、近年総体の人数は大きく変わらないものの、児童生徒に占める割合は高くなってきています。

成果としては、「育ちの手帳の見直し」に代表されるように、乳幼児期から幼・小・中さらには訓子府高校まで、支援を必要とされる子どもたちの円滑な接続や、発達段階に応じた支援体制を整えたことにより、将来に向かい子どもたちの能力や可能性を伸ばす教育が、進められていると考えています。

議会用語ミニ解説

□招集□

定例会や臨時会を開くために、町長が議員に日時・場所を定めて集合するよう通知することをいいます。招集は町長のみ行うことができます。

・議会のホームページにも主な議会用語を掲載しています。

http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/

議会活性化の取り組みへの所見は

町長▼議会活性化に立ち上がり敬意を表す

山田議員

山田 二元代表制に基づく町議会活性化の取り組みに対する所見は。

町長 今議会に「町議会基本条例」の議員提案がなされ、自ら立ち上がり議会活性化に積極的に取り組み、敬意を表する。

山田 議会活性化の柱の議論を深めるため、行政情報等の早期提示が基本だが、現状と今後の対応は。

町長 予算や政策提案は事前に示しており、引き続き配慮する。

山田 議会活性化の推進に必要な議会事務局体制の整備や議会予算の認識は。

町長 行財政は限られた人材と予算で運営しており、さまざまなバランスに配慮している。

山田 「自治基本条例制定」の現状と今後の予定は。

町長 就任以来、町づくり基本条例制定を目標に掲げ、まちづくり推進会議内に住民参画検討部会を設け、職員プロジェクト会議でも検討中だ。

町民目線で施策を評価するシステム創設を

町長▼住民参画の制度で何ができるか検討

山田 町の施策や事業の決定と推進について、スポーツセンター事業を例に発案から決定までの自己反省や評価は。

町長 平成26年の耐震診断結果により倒壊の危険性から、3期目マニフェストに早期建て替えを掲げた。28年2月から町内会・実践会へ基本構想等の説明をした。28年度に基本計画3案提示、今年度実施設計、解体工事を実施し、建設費の予算化に進んだ。

この間町民説明は延べで人口の3割を超え、丁寧な説明ができたと考えている。

山田 人口減、少子高齢化が進む中で大型事業が続き、日常生活に身近な施策を求める町民が抱く違和感、心配をどう払しょくするか。

町長 町政執行方針の「身近な生活課題に向き合った町政」「町の将来へとつながる町政」「町民が主役の町づくり」を推進し、町民の声に耳を傾けていく。

山田 今の町政は多くの施策を実施し個々の戦術はあるが、人口流入を図り町民の経済と生活を画期的に活性化する大局観、戦略が弱いと感じるが見解は。

町長 議員からは過去の一般質問で町のキャッチフレーズを含め多くの意見があった。

私の原点は基盤の農業をしっかり支え発展させ、福祉・教育を充実させること。

議員からも内向きとの指摘があるが、人口流入に向けても準備、検討を進めたい。

山田 農業の振興は、大事で賛成だが人口増につながらない。

転入者を増やす政策こそが町の力をつけ産業を強くし人々の活力や生活の安定につながることから人口政策が先だと思う。

執行方針の「地域資源の利活用」などは長い間やってきたいろいろな事業でないのか。これらを統合的にパッケージにし「子育て教育の町宣言」して町を発信すべきだ。

町長 課題や進めてきた施策をパッケージにし、標語づくりなども含めそのとおりだと思う。次のステップに進む時期かと思う。

山田 限られた財源を有効かつ平等に使う政策を展開するため、町民目線で評価するシステムの創設が必要と考えるが認識は。

町長 行政評価は各種審議会等で実施している。27年度制定の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では産業界代表などで有識者会議を組織し、計画、実施、評価、改善を行っている。「町民主役のまちづくり」に向けた仕組みの検討が必要と感じている。

山田 直接町民の声が平等に自由に届く仕組み、1、2年に一度、アンケートのようなことはできないか。町長の言う「町民主役のまちづくり」の完結編になると思うが。

町長 評価制度というより、住民参画の制度を位置付けるべきではないか。町内会・実践会等の声を吸い上げて評価いただける仕組みができたらと思う。今後を見定めてもらいたい。

本町の受動喫煙防止対策は

町長▼受動喫煙対策は適切な対応を

堤　議　員

堤　公共施設の禁煙、分煙対策はどうなっているか。また法制化が予定される「受動喫煙対策を強化する健康増進法改正」案についての考えを伺います。

町長　小・中学校等教育施設は敷地内、建物内とも禁煙となっており、公民館、スポーツセンター、総合福祉センター等は建物内禁煙です。屋内ゲートボール場、役場庁舎は喫煙室を除き建物内禁煙の分煙となっています。

「受動喫煙対策を強化する健康増進法改正」は、屋内において「受動喫煙をなくす」こと「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮する」こと、「施設の類型・場所ごとに対策を実施する」ことの３点を基本的な考え方としており、本日閣議決定されたところです。

情報では２０２０年４月に施行され、医療施設、小中高、大学等や行政機関は原則敷地内禁煙とされており、屋外で受動喫煙を防止するため必要な措置が取られた場所に喫煙所の設置を認めるなどの内容と聞いており、本町が管理する施設は改正される予定の法令に基づき、受動喫煙対策等に適切な対応をしていきます。

堤　公民館出入り口の灰皿設置や、スポーツセンター竣工後の喫煙場所についてはどうですか。

町長　公民館は館内禁煙ですが、タバコを吸われる方もおり屋根のない所での喫煙は厳しいとの意見で灰皿を置いていますが、今後対策を取る必要があると考えています。また、スポーツセンターには喫煙所を設けていないので、今後対策を考えていきたいと思います。

堤　置戸町では数年前から禁煙について検討しており、昨年末には職員の勤務中の禁煙を決め、町民に施設禁煙への理解を求め対応をしていると聞いています。訓子府町も、もう少し踏み込んだ受動喫煙防止対策に取り組むべきではないかと思いますが。

町長　今回の受動喫煙対策法案は、禁煙法ではなく観点が違います。喫煙する方にも配慮した法改正と聞いていますので、喫煙者を無視した対策を取るべきなのかどうか、ということはこれから検討していきたいと思います。

本町の入札制度は

町長▼本町は１００％指名競争入札

堤　本町の競争入札と随意契約の状況と、スポーツセンター建設工事の特定建設工事共同企業体による指名競争入札を一例として、入札の事務の流れについて伺います。

町長　本町は、一般競争入札は導入しておらず、指名競争入札が１００％となっています。

随意契約ができる理由については、町財務規則に規定する額を超えないもののほか、性質や目的が競争入札に適さないものなどが該当します。また随意契約の内容は、消耗品の購入や軽微な修繕工事など件数は非常に多い状況です。

スポーツセンター建設工事入札では、町内大型工事受注経験のある業者５社を特定建設工事共同企業体の代表に選定し、予備指名を行いました。共同企業体の結成に当たっては２社以上４社以内で、許可業種が建築に属し、町内に主たる営業所を有する者。またそれが無理な場合は、置戸町次に北見市内に主たる営業所を有する者との組み合わせにすることを条件に付しました。

５社から入札参加申請があり、指名委員会で資格審査を行い登録をし、その後は通常の指名競争入札と同様の流れとなります。

堤　特定建設工事共同企業体運用基準で共同企業体構成員は町内業者１社以上を含む４社以内とする目的は。

町長　地元企業の育成を含め、町内業者の受注機会の確保という観点で条件を付しています。

障がい者福祉の考え方は

町長▼▼相談体制を整え支援に努める

河端議員

河端 障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、生涯を通じて必要なサービスを利用できることが必要です。次の点について伺います。

困っている人への相談支援体制はどのようになっていますか。

町長 障がいのある人と家庭や保護者から、担当者や保健師がまずその状態や何に困っているかを聞き取り、各種手帳の申請やサービスについて説明し、適切なサービスの提供につなげています。

役場に来られない場合、電話により訪問もします。

役場以外でも保健所や児童相談所、町内でも身体障害者相談員および知的障害者相談員がおり、また民生児童委員が相談を町につなげることもできるなど相談体制を整えています。

河端 第6次総合計画の中の障がい者福祉の中で「自主活動などを通じた社会参加の促進を図る」とありますがどのように進めますか。

町長 自主活動については、すべてを把握している訳ではありませんが、相談があった場合は、目的を達成できるよう支援に努めていきます。

河端 昨年、町も建設費を補助して5月にオープンした障がい者グループホーム「もりの風」が1年経過しようとしています。新年度予算に運営費補助金200万円が盛り込まれていますが、この理由と今後についてどのように考えていますか。

町長 オープンから1年がたとうとしていますが、20人定員のグループホームに5人、10人定員のデイサービスに6人利用しています。

このような施設の多くは、オープンしてしばらくは満室になることが少なく、3、4年は様子を見なければならず、今後の運営について協議を重ねます。

新スポーツセンターの気軽に楽しめる活用は

教育長▼▼世代のニーズに合った事業展開を

河端 スポーツセンター建設工事が平成31年4月のオープンに向けて着々と進んでいます。

建設に至るまでには、さまざまな議論があり町民の関心も高まっています。町民の期待に応えた施設にするためにもオープンに向けた準備が大切です。

「子どもから高齢者まで」誰もが気軽に利用でき親しめるには、それぞれに合った選べるメニューも必要かと思いますがどのように考えていますか。

教育長 新しい機能を活用し「ランニングコース」では世代に応じたウォーキング教室の開催、「トレーニングルーム」では新しいトレーニング機器を設置し、専門指導員を招き体力づくり教室、「ストレッチルーム」では健康教室など施設の特徴を生かした事業を取り入れ、より幅広い世代のニーズに合った事業を展開します。

河端 ボルダリングウォールができるが、指導者や安全確保に向けた考えは。

教育長 今回新たに設置するので、初めて体験する方がほとんどであることから、安全面に十分配慮し、安全マット設置、専門指導者の講習会を開催するなど競技方法や安全確保について受講いただくとともに、利用者の拡大を図ります。

河端 オープニングセレモニーの考えは。

教育長 本体工事は来年3月完成予定となっており3月末に予定しています。

河端 利用料をどのように考えていますか。

教育長 これまでの利用料を基本とし、他の公共施設の利用料とのバランスも考慮し検討していきます。

第1回定例会は、21名の傍聴がありました。

議会を傍聴してみませんか

平成30年第2回定例会は6月中旬に開催する予定です。

議会中の議場（役場2階）の様子は役場1階町民ホールのテレビでも放映しています。議会傍聴に関するお問い合わせは、議会事務局☎47−2184へ。

森林環境税の導入と森林の保全・整備は

町長▼▼町有林・民有林の管理は森林組合協力の下で

須河議員

須河 森林の整備は、地球温暖化防止対策や土砂災害の防止対策として重要です。整備財源として「森林環境税」の導入が予定されています。訓子府町の森林保全整備管理の現状認識と「森林環境税」の導入時の対応について伺います。

町長 森林調査簿と固定資産台帳により本町の森林面積は道有林6,035ha、町有林836ha、民有林2,398haとなっています。

森林管理は北海道や訓子府町および一般民有林から委託を受けた森林組合が造林事業を実施するなど適正管理に努めていますが、民有林は所有者が管理しており、伐採後4年を経過し植林されていない人工伐採跡地が88haあり、適切な再造林が課題になっています。再造林が進まない理由は、林業事業体の作業員不足、苗木不足とともに多くは森林所有者の資金面に問題があり、そのため民有林振興補助金により再造林の支援を行っています。

「森林環境税」の対応については、平成31年度の税制改正で創設し、36年度から国民一人当たり1千円を徴収することで進めています。制度の内容が具体的に示された段階で適切な対応をしていきます。

須河 訓子府町の森林認証制度SGEC加入状況と認証経費はどの程度かかるのか。また認証制度の効果や活用について伺います。

町長 森林認証制度の加入状況については、町有林は平成27年にSGECの認証を受け、道有林はオホーツク圏域において認証を受けています。本町民有林については、認証を受けている森林は220haあります。認証に関して毎年の書類審査および現地審査があり、審査業務の委託料として30万円を支出しています。

須河 森林認証制度を受けて、本町施設整備事業において認証材利用について伺います。

町長 こども園が町有林材2,000本を伐採、集成加工し利用しました。これは、日本照明学会普及奨励賞、林野庁長官賞、北海道赤レンガ建築賞など木材建築として高い評価を受けています。こども園建設時には、補助金制度が確立され4億数千万円の補助金を活用しました。今、森林材を使う建築物に対する補助金・基金が全くない状況であり、スポーツセンターも町有林等の使用も検討したが財源的にも厳しく断念した状況です。先般赤レンガ賞の懇談会のときに副知事および関係職員に行政的に森林利用推進を図るためには、国を挙げて補助制度や税優遇等も含めて進めるべきと申し入れをしました。まだ多くの課題があります。

須河 「森林の保全と整備」は防災機能、国土保全機能、水源涵養機能を大切に、森林を育てることが必要と考えますが、その考えを伺います。

町長 「森林環境税」を契機として町有林だけではなく民有林も含め適切な管理ができるように森林組合とも協力しながら作ることが第一点で、また数年後に具体的になる森林環境税を有効に使うことが二点目と考えています。森林認証評価の高さを森林行政全体を前に進めるため、また森林の審議会の意見にあるように職員を育て、どのような位置付けをするのか課題について早急に結論を出していきたいと考えています。

「議会だより」についてご意見をお寄せください。

議会に対するご意見や、議会だよりを見て感じたことなど
どんなことでも結構です。
どうぞ議会事務局までご意見をお寄せください。

☎47-2184・FAX47-2600 ✉gikai@town.kunneppu.hokkaido.jp

企業誘致による町の人口増対策は

町長▼▼企業誘致で人口を増やす時代ではない

余湖議員

余湖 町政執行方針の中に企業立地に関しては、「基金貸付事業と利子補給、町内企業との交流などにより、企業の存置対策にも取り組んでいく」としかないが今後の企業誘致への具体的な考えは。

町長 企業誘致による人口増は今までも多くの課題があることを答弁していますが、地域の労働力や地元の産業との連携を生むような誘致ターゲット、業況の持続性など今の経済状況を考えると非常に難しい状況にあります。しかし諦めることなく既存企業などともに情報交換を通じながら協力体制を築いていきたいと思います。

余湖 訓子府町の企業誘致に対しての施策は。

町長 企業が来た場合の特典としては融資制度の対応、内容によっては町からの補助金の検討となっています。

余湖 企業誘致に関しては、今までも質問があり、町長も「今までいろいろやってきたが大変で難しい状況にある」との返答があった。大変なのはわかるが企業誘致する気があるのかないのか。

町長 諦めることなく可能性のある場合は積極的に進めます。

余湖 執行方針の中でこれだけの内容しかないの特典も少ない。

これでは、訓子府町は企業誘致に対する窓口もないように感じるが。

町長 窓口は、最初は企画財政課、いざ来るとなると農林商工課というのが事務分掌的にはそういう状況です。

近年の状況を見ると関係性を持って進出して来ることが多く、従来型の誘致とは違ってきています。

余湖 企業誘致も望むなら、条件や特典を持っていなければならず、その気持ちがあるなら条件の提示が必要ではないか。

町長 私の中に迷いがあります。もうそろそろ止めた方がいいのではないか、町に企業を誘致して町の人口を増やしていく時代ではもうなくなっているという迷いです。

しかし旗は降ろさない。税制や土地の区画について積極的にやっていないということについては指摘のとおりです。

余湖 人口対策の一つとして以前行った「あけぼの団地」「あさひ野団地」の現状と効果は。

町長 二つの団地合わせて52区画を分譲し、町外から40件の方が購入され、平成18年に全区画の住宅建設が完了、現在に至るまで15件の出入りがあり、入居者数は現在142人となっています。

人口減少の緩和や固定資産税をはじめとした町税の増額のほか、まちづくり活動、地域活動や消費購買力の増加などの効果があると感じています。

余湖 宅地分譲をして子育て世代とともに将来ある子どもたちと一緒に人口流入を図る考えは。

町長 今の情勢から考えて子育て世代の宅地分譲をやることに対しては慎重を期していますので、今の段階で即答はできません。

余湖 そういう方策についてはどう思うか。

町長 今は当時と状況が違いますから慎重にならざるを得ないのが本当のところですが、決して無駄なことではないことも事実ですから見極めたい。

※余湖議員はこのほかに「本町物産の展示・販売について」の質問をしました。

一般質問の記事掲載について

一般質問の記事については、一質問者につき２問までを掲載し、内容を要約しています。
その他の質問事項や詳しい内容については、会議録をご覧ください。
会議録は図書館に備えつけてあります。町のホームページ(http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/)にも掲載しております。

振興条例を生かすための考えは

町長▼意見を反映させるための協議機関を設置

工藤議員

工藤 昨年の第2回定例会において「商工会としても中小企業・小規模企業振興条例に対する十分な内部議論と理解が必要という認識に立っている」との考えが示されたが、商工会として条例に対する十分な理解が得られたのか。

町長 今回の条例制定に向けては、商工会三役、理事に対し条例制定の考え方や条例素案を提示し内容の説明を行った。その後、商工会において町が示した素案を基に協議検討し、商工会案として町に提案があった。

商工会事務局と幾度となく協議を進め条例案を策定したところであり、商工会においては条例に対する理解が得られていると認識している。

工藤 振興条例を生かすための仕掛けづくりが必要になると考えるが、この点についての考えは。

町長 広く関係者の意見を反映させるための協議機関を設置し、町が総合的な施策を策定し実施するために的確な情報発信や政策提言を受けるとともに、中小企業・小規模企業に対する施策が一貫性をもって展開されるよう計画、実行、検証、改善を行う「PDCAサイクル」を実施する必要があると認識している。

工藤 この条例案が可決になった場合、どのような形で町民に広報していくのか。

町長 条例制定を機に今後策定、実施される施策が、地域経済の活性化や商店街のにぎわい、町民生活向上につながっていくことが最重要と考えている。町民の皆さまが条例に関心を持ち、役割や協力、今後策定する施策の内容などを理解いただくための広報活動は重要と認識している。

具体的には、町広報紙、ホームページや「まちづくり推進会議」、商工業者の皆さまには「商工会だより」での情報提供や説明会開催など、商工会と一体となり進めたい。

町の魅力づくりについての具体的な考えは

町長▼本町農業の可能性を町の魅力へと

工藤 今年度の「町政執行方針」の中で「地域資源の再発見や可能性を引き出し、若者や外からみても興味関心が湧く、町の魅力づくりにも取り組む必要がある」と述べているが具体的な考えは。

町長 本町は基幹産業である農業の持続的発展と付加価値を高めることが大きな課題と考えている。さまざまな地域資源のある中、人的資源はさることながら、土、圃場（ほじょう）、農業技術など今ある貴重な資源を再認識し、本町農業の可能性を引き出し、その価値を活用していく方策を見いだし、町の魅力へと発展させていくことが重要と考えている。

工藤 「将来の発展ビジョンを町民と共有し合いながら町の将来へとつながる町づくりを」と述べているが、どのような考えで進めるのか。

町長 町の将来を築いていくに当たっては、個人や組織とのつながりを形成し、意味付けや価値観を共有し、戦略的に展開していくプロセスを重ねていく必要がある。

そういったプロセスを重ね、執行方針で掲げている住民自治を基本に据えながら、町民が主役となる訓子府らしい自治の仕組みづくりに取り組んでいく。

今後の本町の財政見通しは

町長▼持続的で安定的な財政運営を目指したい

西森議員

西森 町は、平成30年度の予算案を発表し一般会計は過去最大の57億5，290万円の予算規模となります。要因は、スポーツセンター建設、青少年研修館建設、道営農地整備事業などが主と思います。これまでに認定こども園「わくわく園」の総事業費に12億円、スポーツセンター建設事業に15億円以上、その他中規模、小規模施設も老朽化等で建て替えされてきました。いずれの事業も今後の町の存続にとって必要不可欠とは思いますが将来の町の姿を考えるとき、町の負債の返済方法や返済期間さらに人口の動向も含めて今後のまちづくりへの不安が懸念されます。そこで平成33年度以降の財政見通しについて伺います。

町長 平成30年度末の公債残高の状況につきましては、52億8，133万円の見込みとなっています。起債借入に際しましては、後年度の財政措置があるものを優先し、過疎対策事業債を中心に行う方針としており、その返済は最大で3年の元金償還措置、12年償還となっており、元利償還額の7割が普通地方交付税で措置され、平成28年度債の借入利息は0・01%となっています。また、平成30年度末の公債残高に対する償還額は、平成30年度借入債の元金償還が始まる平成34年度で6億1,000万円、そのうち普通地方交付税で措置される額を4億2，700万円、本町の負担を1億8，300万円と予想しています。

平成34年度の償還額は本年度と比較し、1億2，800万円の増、平成25年度とほぼ同額の水準となります。なお、大型事業が続くことで、認定こども園の建設に関する借入金返済については1年据え置きの6年償還とし平成33年度にはその元利償還を終了させ、その翌年からスポーツセンター建設事業債の元金償還が始まるよう大型事業の元金償還が重複しないようにするなど、公債費負担が単年度会計に大きな負荷をかけないための財政運営に努めているところです。

しかし、今後は図書館整備事業、老朽化する学校、社会教育施設の大規模改修や本格化した9地区の農業基盤整備事業などが予定されていますので、特定財源の確保、大型事業実施に向けた計画的な基金造成や費用対効果を含めた事業の取捨選択による財政健全化と町民のニーズに応えるまちづくりとの均衡を保ちながら町政を進めていく必要があると考えています。

人口減少の影響が大きい普通地方交付税をはじめとした地方財政制度や今後の経済情勢など予測が困難な面もありますが、将来世代に負担を先送りしないよう、持続的で安定的な財政運営を目指していきます。

※西森議員はこの他に「生ごみ堆肥の還元方法について」の質問をしました。

請願、陳情される方へ

国や道、町などに意見や要望がある場合は、どなたでも請願書や陳情書を議会に提出することができます。

請願書や陳情書を提出される方は、書式例を町のホームページに掲載しておりますので、参考に作成してください。

分からないことがありましたら、議会事務局までお気軽にご相談ください。

（http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/seigan.html）

議会事務局☎47-2184へ

福祉灯油の支給を条例化できないか

町長▼▼現段階で条例化による毎年支給は考えていない

川村議員

川村　「すべての町民にやさしい町づくり」を掲げる町長だが、「建設業者ばかりに利益がいき、町民には何もしていない」との声が聞かれる。誰もが安心して暮らせる町・訓子府にするため、福祉灯油の制度を条例化し毎年支給できないか。

道内に条例化している町村が道南の松前町、木古内町、七飯町の3町と聞いている。

生活弱者と言われる方々は、欲しいとは言わない、下さいとは言わない。しかし知らないうちに役場が助成してくれたらうれしいと言っている。条例化できないものか。

町長　昨年12月の定例会で別の議員の質問に対し、「基準額90円台を超える場合に検討し、現時点で福祉灯油は考えていない」と回答しています。

今後季節的に灯油価格が下がることが予想され、今年度北見管内で福祉灯油を実施した市町はないことを確認しており、今年度の実施には至らないと判断しました。

来年度以降も、現段階では条例化などによる毎年の支給は考えていませんが、今後も灯油価格の状況により、その都度判断させていただきます。

定住促進団地の家賃は高くないか

町長▼▼妥当な水準と思っている

川村　本年4月から入居開始される2棟8戸の民間提案型住宅「タウンコート」の家賃6万円は高くないか。だれも入居せず、不良資産になるのではないか。

町長　家賃決定に当たっては、町内の同種、同機能の平成18年建築の集合住宅の一月当たりの家賃最高額が6万円であることなどから定めました。

また北見市内では新築物件が9万円、平成24年建築の3LDKの物件が7万8，000円、津別町内では6万5，000円との情報も聞いており、妥当な水準と思っています。

さらに完成した定住促進住宅は、4月から運用が始まります。議員の言われる不良資産にならないよう維持管理、運営に努めます。

川村　訓子府高校前の定住促進住宅の利用状況は。

町長　訓高旧教員住宅3LDK、4戸については、平成28年7月に北海道から購入し、床の張り替えや石油ストーブの設置など、必要な修繕を行い9月から入居募集を行ったところです。

年度途中であり、当初、申し込みはありませんでしたが、29年4月には3世帯が入居、翌月は4戸全てが入居したところです。その後今年1月末に1戸が退居したため、現在、広報等で入居募集しているところです。

訓子府町議会基本条例が制定、施行されました

本議会活性化特別委員会が、平成28年度から本格議論を行ってきた「訓子府町議会基本条例」が、平成30年第１回定例町議会において、議員提案され可決しました。４月１日から施行されています。

基本条例制定に向けた本町議会の議論経過や先進地視察研修などについては、随時議会だよりなどでお知らせしてきました。

制定された基本条例は、制定までの経過や議会・議員の決意を示した前文と24の条文から構成されています。

条例は、本町議会の憲法ともいえるもので、議会・議員の役割、責務などを明文化し、町民の皆さんに向けた情報公開の徹底、町民の皆さんからの意見・提言を受ける場を今以上に確保しながら「より開かれた議会」を目指し、議員の資質向上を図り、まちづくりへの政策提案へと結び付ける手段などを明記しています。

条例は、制定することがまず第一歩で、これからさまざまな目標を達成していくために、着実に運用していくことが重要です。議会の責務を果たし、町とともに訓子府町の持続的発展に向け、町民の皆さんのご協力等をよろしくお願いいたします。

基本条例の条文やその解説などを示したパンフレット「基本条例逐条解説」もこの議会だよりとともに配布させていただいていますので、内容はそちらをご覧ください。

川　村　議　員　に　懲　罰

今議会の出席停止

３月16日の第１回定例町議会予算審査特別委員会の平成30年度一般会計予算総括質疑の際、川村議員が個人に対する不穏当な発言をしたことから、２議員から懲罰動議が上原議長に提出されました。

３月19日の本会議冒頭、懲罰動議を議題とし、懲罰特別委員会（委員長・余湖議会運営委員会委員長）に付託、開会中に審査しました。

懲罰委員会では、「個人を罵倒する言葉を何度も発した」「委員長の撤回要求を２度も拒否した」「発言によって議会、委員会の秩序を乱し、町民からの議会への信頼が失墜した」などの理由から、４種類ある懲罰のうち上から２番目に重い「出席停止」の懲罰を科すことを決め、再開後の本議会において「出席停止」の懲罰を科すことを全会一致で議決しました。

平成30年第1回定例会　賛否の公表

議件番号	議　　件　　名	結果	余湖	川村	西森	堤	西山	工藤	須河	河端	山田	上原
議案第５号	平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第10号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第６号	平成29年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第７号	平成29年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第８号	平成29年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第９号	平成29年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	平成29年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	平成30年度訓子府町一般会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	平成30年度訓子府町国民健康保険特別会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	平成30年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	平成30年度訓子府町介護保険特別会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第15号	平成30年度訓子府町下水道事業特別会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第16号	平成30年度訓子府町水道事業会計予算	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第17号	町職員定数条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	×	○	○	○	○	○	—
議案第18号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第19号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第20号	訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第21号	訓子府町介護保険条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第22号	訓子府町指定居宅介護支援等に関する基準を定める条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第23号	訓子府町中小企業･小規模企業振興条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第24号	町道路線の廃止	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第25号	町道路線の認定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第26号	訓子府町議会基本条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第27号	訓子府町議会議員政治倫理条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第28号	訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第29号	訓子府町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第30号	オホーツク町村公平委員会委員の選任	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第31号	平成29年度訓子府町一般会計補正予算（第11号）	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—
—	所管事務調査	可決	○	停	○	○	○	○	○	○	○	—

○：賛成、×：反対、停：停止

※上原議員は議長のため裁決に加わっていません。

ひとことインタビュー

議会を傍聴された方に感想を聞いてみました

◆議会傍聴のきっかけは？

夕張の破綻をきっかけに町財政状況に不安を抱き、財政状況を知りたかったのが始まりです。

◆傍聴した感想は

議事進行は思っていたよりスムーズに進められていると思いました。逆に説明員の対応が良くない。即座に返答できないなら後でするというように、議事進行への配慮がほしいです。

◆議会に望むことは？

活発に審議していて非常に良いと思う。より一層努力されることを期待しています。

ただ議事録等の公表が非常に遅い。もう少し早く知りたいのでなんとかならないでしょうか。

所管事務調査（原案可決）

総務文教･産業建設の各常任委員会から、所管事務について、平成30年度閉会中も継続調査ができるように議長に対し議決の願いがあり、可決しました。

総務文教常任委員会（調査事項）

①入札執行状況
②今後のまちづくり
③国民健康保険事業の運営（後期高齢者医療制度含む）
④町税の収納及び賦課状況・滞納繰越・不納欠損処理状況等（町営住宅使用料は除く）
⑤各種福祉政策
⑥児童センターの運営
⑦各種予防業務の実施状況
⑧子育て支援センターの運営
⑨こども園の運営
⑩町営温水プールの維持管理
⑪図書館及びくんねっぷ歴史館の管理運営
⑫その他委員会の所管に関する事項

産業建設常任委員会（調査事項）

①農業振興
②畜産振興
③中小企業の振興
④堆肥供給センター
⑤温泉保養センターの管理運営
⑥町営及び町有住宅の維持管理
⑦建設及び土木工事の執行状況
⑧下水道事業の運営
⑨上水道事業の運営
⑩道路、河川の維持管理
⑪公園の管理状況
⑫町有林の維持管理
⑬その他委員会の所管に関する事項

所管事務調査

総務文教常任委員会

平成29年度所管事務調査結果報告［調査所見］（報告了承）

調査所見

（１）　入札執行状況については、今後も競争力を高めることに努めることを望むものである。

（２）　まちづくり推進会議については、その機能を発揮できるように充実を図ることを望むものである。

　まちづくりパワーアップ特別対策事業については、新規事業や地域コミュニティーへの支援として、その成果が認められるところであり、今後とも事業の継続、周知の徹底を望むものである。

　夜間町長室など広聴事業については、今後も継続し幅広い町民からの意見聴取の場の確保を望むものである。

（３）　国民健康保険事業については、新制度の周知徹底に努めるとともに、町民負担に配慮した事業の健全な運営を望むものである。

（４）　税の収納状況については、職員の徴収努力により、その成果が認められるところである。

　なお、税の公平性の原則から、滞納繰越額の縮減と新たな滞納者抑制への取り組み継続を望むものである。

（５）　各種福祉施策については、子ども医療費助成事業の対象年齢拡大の効果が見られ、子育て支援事業として評価するものであり、今後も事業継続を望むものである。

　介護保険事業については、総合事業開始に伴い、要支援１、２の方がこれまでどおりサービスを利用できるよう利用者の実態に十分配慮した対応を今後も望むものである。

　認知症高齢者見守り事業については、今後も一層重要な取り組みとなるため、その充実を求めるものである。

　高齢者ハイヤー利用サービス事業、路線バス高齢者支援事業については、その効果が認められ、さらなる利用者への周知と制度拡充の検討を望むものである。

（６）　児童センターについては、子育て・教育面等において大きな効果が認められ、今後とも利用者の声を生かした施設としての充実に努めることを望むものである。

（７）　各種予防業務の実施については、各種事業内容は充実していると認められる。今後においてもＰＲの工夫により、事業の重要性及び効果を町民に広く理解してもらい、参加をより一層促進していくことを望むものである。

（８）　子育て支援センターについては、子育て世代への相談の場、母親などの交流・情報交換の場としての効果が認められ、今後も事業の継続を望むものである。

（９）　こども園の運営については、異年齢教育・保育の効果が見られる。引き続き、体制整備を含め運営に万全を期すことを望むものである。

（10）　町営温水プールについては、町民へのスポーツの普及と健康管理を目的とした事業の継続・推進により、さらなる利用拡大を目指すことを望むものである。

　また、事故防止に最善を尽くしながら、管理経費の縮減のための工夫をさらに望むものである。

（11）　図書館の運営については、今後も図書の利用拡大に向けた取り組みの継続を望むものである。

　歴史館の運営については、今後もこれまでの歴史を収集した伝承資料の整備や活用などで、後世に残す地道な取り組みを望むものである。

（12）　その他委員会の所管に関する事項

①　地域担当職員制度については、地域とのパイプ役としてその活動は定着してきており、その成果が認められるところである。今後も地域と行政の距離を縮めることを望むものである。

②　要保護・準要保護児童・生徒就学援助及び奨学資金貸付制度については、子どもの教育、学習機会を保障するため、今後も継続しさらに充実を図ることを望むものである。

③　ふるさと納税については、今後も事業継続を望むものである。

④　地域巡回講座については、一層のＰＲを含めて事業の充実を望むものである。

⑤　文化・芸術振興事業については、アート・タウン・プロジェクト事業の一定の成果が認められるところである。今後においては、既存芸術品の活用、町民参加の仕組み作りを望むものである。

産業建設常任委員会

平成29年度所管事務調査結果報告［調査所見］（報告了承）

調査所見

（1） 農業振興については、今後もＴＰＰ等に関する国内外の動向、情報を把握するとともに、その方向性に十分注視しながら関係団体などと連携し、行政として必要な取り組みを講じていくことを望むものである。

多面的機能支払交付金事業については、事業効果は大いに評価するが、本事業で対応しきれない部分への行政の検討を望むものである。

訓子府農業の展望を見据えた農地流動化の検討を望むとともに、担い手対策は、新規就農者支援事業及び青年就農給付金事業などで就農した人が定着するよう、関係機関と連携した政策の充実を図るなど、十分な効果が発揮できるよう望むものである。

（2） 畜産振興については、酪農家の多様な経営形態に応じた振興策を講じるようＪＡや関係団体と十分に連携し、支援制度拡充に向け国などに対し強く求めていくことを望むものである。

また、酪農家の安定経営にとって町営牧場の果たす役割は大きいが、今後は牧場運営のあり方について利用者との検討を進めることを望むものである。

（3） 中小企業の振興については、住環境リフォーム促進事業や店舗出店等支援事業および店舗改修事業など、その効果は大いに評価できる。

就労助成金事業及び後継者育成助成金事業についても同様に評価するものであるが、今後商工会とより連携した事業の推進を望むものである。

（4） 堆肥供給センターについては、良質でさらに利用者のニーズに応じた堆肥の供給を図るため、施設等の適切な管理に努めることを望むものである。

（5） 温泉保養センターの運営については、今後も適切な管理のもと維持管理経費の縮減に努めるとともに、利用者拡大につなげていくことを望むものである。

（6） 町営住宅及び町有住宅の維持管理については、住宅使用料の滞納額の解消への努力が認められる。

また、今後も町営住宅及び町有住宅の有効活用を図るとともに、多様な住宅ニーズに応じた対応の検討を望むものである。

（7） 建築及び土木事業の執行については、今後とも財政健全化の推進を図るとともに、計画的な公共工事の執行を望むものである。

さらに、スポーツセンター建設などの大型事業の計画・実施に当たっては、今後も町民への情報提供を図り、財源確保の努力を求めるものである。

（8） 下水道事業の運営については、引き続き施設の適切な管理と計画的な整備を行いながら、機能維持に努めていくことを望むものである。

（9） 上水道事業の運営については、安全で安定した水道水の供給に万全を期すとともに、今後とも水資源の有効活用のためにも有収率の向上に努めていくことを求めるものである。

さらに、老朽管の更新計画については、水道ビジョンを基に財源確保や財政状況を見据え、計画的な推進を望むものである。

（10） 道路・河川の維持については、災害などにより恒常的に被災する箇所の解消が望まれるところである。

また、道路・河川・橋梁などの改修に関わる財源の確保のため、国などに対し引き続き制度拡充を求めていくことを望むものである。

（11） 公園の管理状況については、今後も遊具の日常点検とあわせ樹木の適切な管理を図ることを望むものである。

また、レクリエーション公園に関しては、町民の憩いの場として利用も多く、今後においては公園としての施設のあり方についての検討を望むものである。

また、レクリエーション公園に関しては、アート・タウン・プロジェクト事業の展開も含め、町民の憩いの場としてより生かせるよう検討することを望むものである。

（12） 町有林の維持管理については、森林の持つ水源かん養を重視し、町の財産としてその価値を高めていくため、森林整備などに関わる財源確保を引き続き国に対し求めていくとともに、関係機関と連携を図り、適切な管理に努めていくことを望むものである。

また、森林認証の活用・ＰＲなどにより、木材産業活性化への施策の推進を図ることを求めるものである。

（13） その他委員会の所管に関する事項

随意契約などの小規模工事の執行に当たっては、今後も地元業者にも考慮しながら公平で公正な執行を望むものである。

公用車の管理状況については、機能性や維持管理費、排ガス抑制に配慮し、更新に当たることを望むものである。

くんねっぷ議会だより　第197号
2018年（平成30年）5月1日発行

議会の主なうごき

2月

3日　高知県津野町交流事業「小学生の交換留学生」歓迎セレモニー（議長）
4日　さむさむまつり（議長）
5日　議会運営委員会
　　第1回臨時議会
　　町への議会基本条例の説明（正副議長）
6日　訓子府町社会福祉協議会理事会（議長）
8日　老連ハッピーボウリング大会（議長）
　　高知県津野町交流事業「小学生の交換留学生」離町式（議長）
　　オホーツク町村議会議長会定期総会（遠軽町：議長）
15日　全員協議会
18日　新党大地代表鈴木宗男新年交礼会（議長）
21日　議会運営委員会
23日　産業建設常任委員会
　　総務文教常任委員会
25日　武部新訓子府後援会「国政報告会」（議長）
28日　高齢者叙勲伝達立会（議長）

3月

1日　訓子府高等学校卒業証書授与式（議長）
3日　認定こども園「わくわく園」お楽しみ会（議長）
7~19日　第1回定例会
7日　民間提案型住宅内覧
12日　議会運営委員会
14日　議会運営委員会
15日　訓子府中学校卒業式（正副議長、総文委員）
16日　教育委員会学校管理職送別会（議長）
19日　議会広報特別委員会
　　議会活性化特別委員会
20日　訓子府小学校卒業式（正副議長、総文委員）
22日　認定こども園「わくわく園」卒園式（正副議長、総文委員）
23日　居武士小学校卒業式（正副議長、総文委員）
29日　老人芸能大会

4月

3日　農業担い手カップル激励会（議長）
4日　認定こども園「わくわく園」入園式（正副議長、総文委員）
6日　訓子府小学校入学式（議長、総文委員）
　　居武士小学校入学式（副議長、総文委員）
　　訓子府中学校入学式（正副議長、総文委員）
6~13日　春の全国交通安全運動街頭指導
9日　訓子府高等学校入学式（議長）
10日　議会広報特別委員会
11日　訓子府町交通安全協会定期総会（議長）
12日　農業担い手対策推進協議会総会（議長）
13日　議会広報特別委員会
16日　訓子府町産業観光振興協議会定期総会（正副議長、産建委員長）
18日　新生紀森林組合通常総会（議長）
21日　商工会青年部総会（議長）
27日　㈲訓子府新報株主総会（議長）

委員会の活動

議会運営委員会

□2月5日（月）
○第1回臨時会の運営方法について協議を行った。
□2月21日（水）
3月12日（月）・3月14日（水）
○第1回定例会の運営方法について協議を行った。

総務文教常任委員会

□2月23日（金）
○第1回定例会における議案の審査を行った。

産業建設常任委員会

□2月23日（金）
○第1回定例会における議案の審査を行った。

議会広報特別委員会

□3月19日（月）
○「議会だより」196号の問題提起、次号の掲載予定記事の確認を行った。
□3月27日（火）
○第1回定例会での一般質問の原稿等を確認した。
□4月10日（火）・13日（金）
○「議会だより」第197号の確認作業を行った。

あとがき

青い空に鯉のぼりが気持ち良さそうに泳ぎ畑では、トラクターのエンジン音が響き、春たけなわです。

今年度は、議員の任期最後の年です。3月定例会で制定した「議会基本条例」を生かし町民の皆さまにしっかり向き合い、信頼される議会になるよう、より一層努力します。

「住んでいて良かった。訓子府最高！」と思えるようなまちづくりを町民の皆さまと一緒に目指しましょう。

河端　芳恵

議会広報特別委員会

委員長
山田日出夫

副委員長
堤　三樹磨

委員
余湖　龍三
川村　　進
西森　信夫
西山由美子
工藤　弘喜
須河　　徹
河端　芳恵

議長
上原　豊茂

■発行　北海道訓子府町議会　■編集　訓子府町議会広報特別委員会
〒099-1498 北海道常呂郡訓子府町東町398　TEL0157-47-2184 FAX0157-47-2600
ホームページ http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/gikai/ メールアドレス gikai@town.kunneppu.hokkaido.jp